

**今号の主な内容**

- 施政方針と平成14年度予算の概要 ..... 1 2 3  
国民健康保険税の課税額を改定します ..... 4  
お知らせ ..... 5  
催しご案内 ..... 6 7  
健康と暮らし、ホームドクター ..... 8 9  
親子のページ ..... 10  
こどもコーナー ..... 11  
まちのわだい、各種相談 ..... 12

**市の人口(平成14年3月1日現在)**

	前月比	
人 口	31万1816人	(169人減)
男	15万6805人	(94人減)
女	15万5011人	(75人減)
世 財	11万7203世財	(14世財減)

# こしがや

## お知らせ版(毎月1日発行)

**4月号 No.1108**

平成14年(2002年)4月1日発行

『広報こしがや』は、お知らせ版のほか季刊版(4月、7月、10月、1月の15日)を発行しています。

『広報こしがや』は、自治会等を通して各家庭にお配りしているほか、市内の主な公共施設や駅に置いてあります。

### 平成14年度の主な新規事業(1万円未満は適宜四捨五入)

○だれもが健康で生きがいをもつて安心して暮らせるまちづくり ・手話通訳者派遣事業	500万円	地球温暖化対策として、風力により発電した電気を購入し、二酸化炭素の削減と市民・事業者への啓発を図る
手話通訳を必要とする聴覚障害者や団体に、コミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者を派遣する	500万円	・公営住宅ストック総合活用計画策定事業
・障害者生活支援事業	600万円	既設公営住宅の適切な維持管理と有効利用を図るために、建て替え・修繕等の整備計画を策定する
障害者へのサービス情報等の提供や障害者による障害者への相談業務を行う	500万円	○いきいきと働ける魅力と活力あふれるまちづくり
・川柳学童保育室整備事業	800万円	・起業家育成事業
放課後も児童が安心して過ごせるよう、川柳小の余裕教室を改修し、学童保育室を整備する	1713万円	1713万円
・(仮称)小児夜間急患診療所整備事業	1億4000万円	市内で、新たに事業を開始しようとする方に、1000万円を限度に必要な資金の融資をせんと利子補給を行う
夜間ににおける小児の初期救急医療を確保するため、神明町地内に整備する	600万円	・空き店舗活用事業
○人にやさしく自然と調和した秩序ある美しいまちづくり	440万円	空き店舗を活用し、新たに商店を始める方、現在と異なる業種の事業を始める方が、経営の経験とノウハウを取得し、独立開業できるよう支援する
・自転車等保管返還業務委託事業	1600万円	○個性的で多様に学べる心豊かなまちづくり
駅周辺の放置自転車等の撤去・一時保管を行い、返還に際し所有者から撤去・保管料を徴収する	4000万円	・総合的な学習の時間推進事業
・南越谷駅南口駅前広場整備事業	500万円	新学習指導要領の全面実施に伴い導入される総合的な学習の時間を推進するため、小中学校に交付金を交付する
新越谷駅と南越谷駅との乗り換え時の利便を図るために、歩道、バス・タクシー乗場等の整備を3カ年で行う	2000万円	・防犯設備設置事業
・既成市街地整備調査事業	700万円	児童の安全を確保するため、小学校の1階教室と職員室にインターホンを設置し、防犯体制を強化する
旧市街地(越ヶ谷・大沢)地区の防災や居住環境面の向上に向けて、市民との協働により調査検討する	200万円	○その他
○快適な生活環境につつまれた安全なまちづくり	200万円	・行政評価制度導入事業
・風力発電業務委託事業	200万円	費用対効率に基づく効率的・効果的な行政運営を図り、市民への説明責任を果たすため行政評価システムを段階的に導入する

## 施政方針から

平成14年度の予算などを審議する3月定例市議会が、2月27日から3月20日までの日程で開催され、板川市長は新年度の市政運営や主な事業について施政方針説明を行いました(可決された議案は3面に掲載しています)。今号では、施政方針と新年度の予算の概要について紹介します。

私は「市民参加の市政」を推進するためには、市民や市民団体、企業、そして行政がそれぞれの役割を分担するなかで、お互いがまちづくりのパートナーであるとの認識が大切と考えて、今後とも市民参加による市政を推進してまいります。

本市においても、市税の減収等一層厳しい財政状況の中、歳出の抑制をはかりつつ、第3次総合振興計画の着実な推進を基本とした越谷市一般会計予算は、対前年度比1.7%減の710億円となっております。また、各特別会計と病院事業会計を合わせた全会計の予算総額は、対前年度比4.5%増の1401億6094万円であります。

我が国経済は、依然として景気の低迷が続いており、昨年後半からは、アメリカのIT産業の失速や同時多発テロの影響などにより、国内総生産や失業率などの指標に一段と悪化が進み、深刻さを増しております。政府は、新規国債発行を3兆円以下に抑制し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、予

3面に続く

## 市民参加による市政を推進

ます。そこで、「地方自治体について真の分権とは何か?」を改めて見つめ直し、市民と行政との役割分担や責任のあり方について考えていかなければならぬと思っております。

算の思い切った縮減と配分の重

点化などの財政面における抜本

的構造改革の方針のもと、財政

再建を目指した緊縮型の新年度

予算を編成いたしました。

本市においても、市税の減収

等一層厳しい財政状況の中、歳

出の抑制をはかりつつ、第3次

総合振興計画の着実な推進を基

本とした越谷市一般会計予算は、

対前年度比1.7%減の710億円となっています。また、

各特別会計と病院事業会計を合

わせた全会計の予算総額は、対

前年度比4.5%増の1401億6094万円であります。

以下、第3次総合振興計画の大綱に沿って主要な施策を申し述べ、議員の皆さまの一層のご理解と市民の皆さまのご協力を

お願い申し上げます。

お急ぎ出動回数830件



## 3月議会が開かれました

3月定例市議会が2月27日から市役所議場で開かれ、14年度一般会計予算や、13年度一般会計補正予算など市長提出の55議案と議員提出の2議案が原案どおり可決され、3月20日閉会しました。

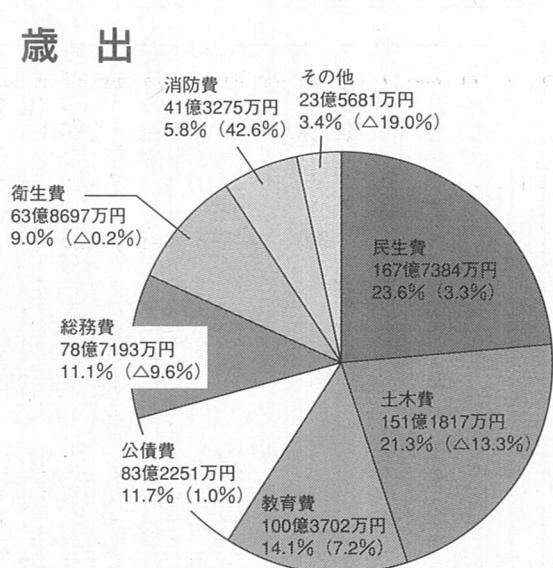
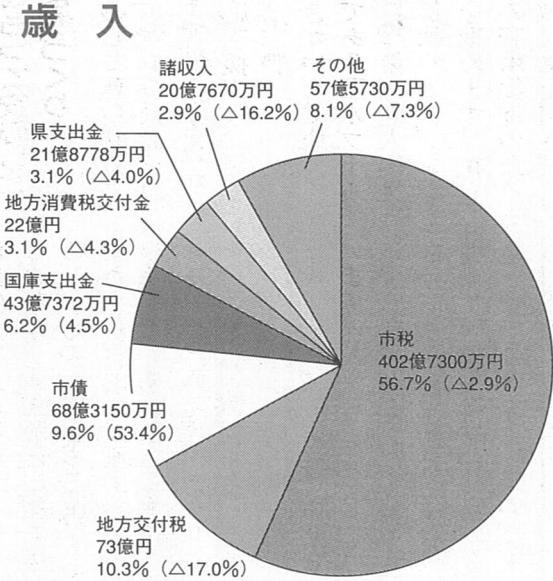
固定資産評価  
審査委員会委員  
富永保氏を再任

の任期満了に伴う後任委員に再び友田氏を選任することが同意されました。

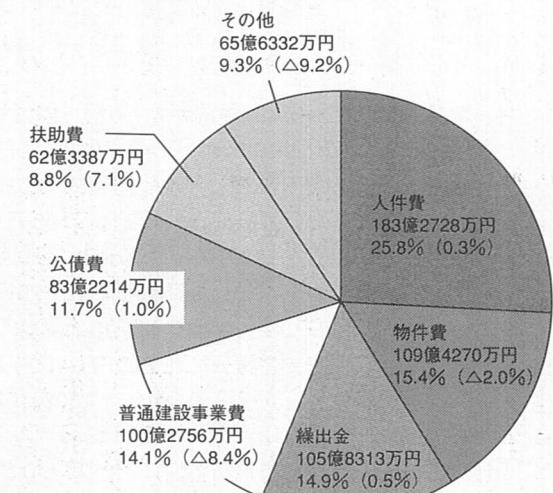
業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について ▷ 越谷市財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について ▷ 越谷市特別会計条例の一部を改正する

## 一般会計の内訳

\* 1万円未満は適宜四捨五入、  
%は構成比、カッコ内は対前年度比



歲出(性質別內訛)



施政方針から（

施策の推進にあたっては、一層効率的・計画的な行政運営が求められます。そのため、平成12年度から22年度までを

す「人材育成基本方針」を早期に策定し、体系的な研修体制の確立に努めたいと考えております。

**谷市助役**  
**田信一氏を再任**

▽越谷市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例及び越谷市税条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市現条例制定について

について ▽越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市家庭保育条例等の一部を改正する条例制定について ▽越谷市中小企業資金融資及び利子助成等に関する条例による利子助成の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市環境条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市勤労者等生活

整理事業費特別会計補正予算（第2号）についてほか、間久里土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について▽平成13年度越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）についてほか、越谷駅西口、七左第一、西大袋の各土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について3件▽平成13年度越谷市公共下水道事業費特別会計補

費特別会計予算について ▽平成14年度越谷市病院事業会計予算について ▽越谷市部設置条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書について ▽越谷市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

問庶務課 ☎ 963-9130、  
議会事務局 ☎ 963-9261

**3月議会が**3月定例市議会が2月  
ら市役所議場で開かれ、  
一般会計予算や、13年度  
計補正予算など市長提出  
案と議員提出の2議案が  
おり可決され、3月20日  
ました。

業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について ▽越谷市特別会計条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について ▽越谷市と春日部市との境界変更について ▽境界変更に伴う財産処分に関する協議について ▽町の区域を変更することについて ▽彩の国さいたま人づくり広域連合規約の一項を変更する規約につ

資金貸付条例制定について  
越谷市起業家育成資金融資条例  
制定について ▷ 越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定について  
定について ▷ 越谷都市計画事業  
業鷺高土地区画整理事業施行規  
程を廃止する条例制定について  
▽ 越谷市立小中学校の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例制定に  
ついて ▷ 平成13年度越谷市国  
民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)についてほか、老人保  
健、介護保険の各特別会計補正

正予算（第3号）について ▷ 平成13年度越谷市病院事業会計補正予算（第1号）について ▷ 平成14年度越谷市一般会計予算について ▷ 平成14年度越谷市国民健康保険特別会計予算についてほか、老人保健、介護保険、交通災害共済事業費の各特別会計予算について3件 ▷ 平成14年度越谷都市計画事業間久里土地区画整理事業費特別会計予算についてほか、東越谷、越谷駅西口、七左第一、西大袋の各土地区画整理事業費特別会計予算について、平成14年

今日、地方分権は「実行段階」を迎え、地方公共団体の自己決定と自己責任に基づく地域づくりが現実のものになっております。今年度は、彩の国中核都市の指定に伴い、権限移譲の最終年度であり、「家庭用品品質表示法に係る報告の徴収、立入検査等に関する事務」など、26事務の移譲を受けることになつております。さらに、権限事務の拡大を図るため平成15年4月の特例市の指定に向け、府内体制の整備・充実に努めます。

とと考へております。そして、苦境の中から活路を見いだし、先人の弛まぬ努力によつて築きあげられてきた本市が、今後も成長を続け、31万市民が等しく「越谷市に暮らしてよかつた」、「越谷市に生まれてよかつた」、「越谷市に移り住んでよかつた」と、思えるまちにしてまいりたいと考えております。

そのために、全職員とともに一丸となつて市政運営に最善を尽くし、引き続き「水と緑と太陽に恵まれたふれあい豊かな自立都市」の形成に努めてまいる所存でござります。議員の皆さま、市民の皆さまには、変わらぬご助言とご指導、そしてご協力を重ねてお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

段階的に導入してまいります。また、簡素で効率的な行政務の確立をはかるため、第次行政改革大綱の進行管理努めます。さらに、昨年度策とした情報化推進計画に基づき、IT社会に対応できる電子化治体の構築に向けた情報化政策を推進してまいります。

みを進めるとともに、建設予定地周辺の環境整備につきましても引き続き地元協議会と調整してまいります。

市民との協働のまちづくりの中、市民、市民団体や企業、そして、行政がともに知恵を出し合いながら進んでいくことが、今、最も大切なこ

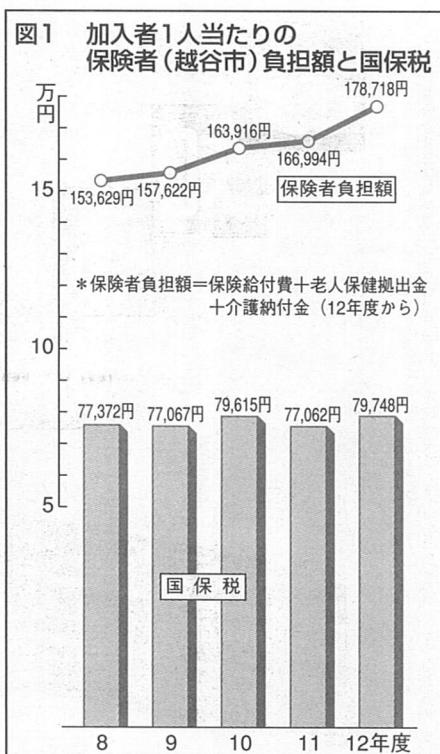
掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です 時…日時・期間 場…会場 内…内容 対…対象・定員 費…参加費・入場料 持…持ち物 申…申込み 問…問合せ

# 国民健康保険税（医療分・介護分）の 課税額を改定します

国民健康保険制度（国保）は、加入者の皆さんに安心して医療を受けられるための制度ですが、市では、国保事業の安定運営を図るため、4月分から平均引き上げ率5・8%（医療分）の課税額の改定をさせていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆特別会計で運営

12年度までの推移を表したもの  
です。



## 平成14年度国民健康保険税計算例

(例1) 被保険者2人(夫38歳、妻35歳、子ども1人)で平成13年分の給与収入が400万円の場合

400万円の給与収入は、所得に換算すると266万円になります。給与所得から35万円を控除し、控除後の額に税率7.9%をかけます。算出された所得割額と均等割額を合算します。

$$\begin{aligned} \text{[計算式]} \quad & 266\text{万円} - 35\text{万円} = 231\text{万円} \quad (\text{課税対象額}) \\ & 231\text{万円} \times 0.079 = \text{所得割額 } 182,490\text{円} \quad ① \\ & 29,500\text{円} \times 3\text{人} = \text{均等割額 } 88,500\text{円} \quad ② \end{aligned}$$

①+②=年税額270,900円（100円未満切り捨て）

\*3人とも40歳になっていませんので、介護分(40歳~64歳)は、算定されません

(例2) 被保険者2人(夫62歳、妻58歳)で平成13年分の年金収入が250万円の場合  
250万円の年金収入で65歳未満の方は、所得に換算すると150万円になります。年金所得から33万円を控除し、控除後の額に税率7.9%をかけます。算出された所得割額と均等割額を合算します。介護分についても、上記同様控除後の額に税率1.1%をかけます。所得割額と均等割額を合算します。

〔計算式〕 150万円 - 33万円 = 117万円（課税対象額）

117万円×0.079=所得割額92,430円①

29,500円×2人 = 均等割額59,000円②

①+②=医療分151,400円(100円未満切り捨て)

150万円-33万円=117万円（課税対象額）

117万円×0.011=所得割額12,870円(3)

6,500円×2人=均等割額13,000円④

③±④=介護分 25,800円 (100円未満切)

医療分と介護分の合計177,200円が年税額となります。

\*世帯内の所得の合計額が33万円以下の方は均等割が6割軽減されます

**市税の納付は  
お済みですか**

すでに納期限が過ぎてい  
平成13年度市税の納付がま  
お済みでない方は早急にお  
めください。

問 納税課（市税について）  
963-9141・9140  
国民健康保険課（国保税に  
いて）☎ 963-9143

**休日納税窓口を  
開きます**

時 4月7日(日)、21日(日)、5  
5日(祝)。午前9時～午後3  
場 納税課、国民健康保険  
(いずれも本庁舎1階)

問 納税課 ☎ 963-9142  
国民健康保険課 ☎ 963-9143

143

**市税の納付は  
口座振替が便利です**

口座振替をご利用になると  
より手軽に納付できます。

**固定資産課税台帳  
14年度の固定資産課税台  
帳をご覧になれます。**

〔期間〕 4月1日(月)～22日  
(土曜・日曜日を除く)、午  
8時30分～午後5時15分

〔場所〕 資産税課（本庁舎  
階）

〔縦覧のできる方〕 固定資  
産の所有者、または当該納稅  
務者および代理人の方  
〔必要なもの〕 印鑑（法人  
場合は代表者印）。所有者(人  
を含む)以外の場合は委  
状。相続人の場合は相続を

納期最終日に金融機関で自動的に振替納税されますので、納期のつど納税に出向く手間も省け、うつかり納税を忘れるといった心配もありません。ぜひご利用ください。

（振替できる税目）個人市・県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

（申込み）納税課 国民健康保険課、北部・南部出張所、市税取り扱い金融機関・郵便局

問 納税課 ☎ 963-9143  
1、国民健康保険課 ☎ 963-9143

問 出納課 ☎ 963-9252

日時・期間・場所・会場・固・内空・固・対象・定員・費・参加費・入場料・固・持在物・固・内添文・開・閉会式・掲載した市役所名謂の電話番号は東通番号で本











4月から高齢者の外来受診の負担額が変わります

4月から、老人保健法の規定に基づき、高齢者の外来での一部負担金が下表のとおり改定されます。一部負担金は医療費の1割ですが、同一の医療機関での負担額が月額上限に達したときは、その後の負担はありません。また、68歳・69歳で老人医療を受給している方についても、窓口負担は老人保健と同じです。

問高齡福祉課医療助成係☎ 963-9170

### ◆高齢者の外来一部負担金の改定表◆

	3月31日まで	4月1日から
定額制の診療所	1日800円（月4回まで）	1日850円（月4回まで）
定率制の診療所および200床未満の病院	医療費の1割で 月額上限3,000円 (院外処方の場合は医療機関と薬局で1,500円ずつ)	医療費の1割で 月額上限3,200円 (院外処方の場合は医療機関と薬局で1,600円ずつ)
200床以上の病院	医療費の1割で 月額上限5,000円 (院外処方の場合は医療機関と薬局で2,500円ずつ)	医療費の1割で 月額上限5,300円 (院外処方の場合は医療機関と薬局で2,650円ずつ)
定額制の訪問看護ステーション	1日600円(月5回まで)	1日640円(月5回まで)
定率制の訪問看護ステーション	訪問看護療養費の1割で 月額上限3,000円	訪問看護療養費の1割で 月額上限3,200円

糖尿病なせ胰流角泥丸	
<b>Q</b>	55歳の主婦です。3年前から糖尿病で通院しています。やせるよう指導されますが困難です。
<b>A</b>	推定糖尿病患者数は700万人、予備軍も含める
	と実に1300万人とされ、この40年間で50倍増加していま
	す。また、糖尿病性腎症による末期腎不全は透析導入の一番の原因ですし、糖尿病性網膜症による年間失明者は800人と考えられています。
	それではなぜここまで糖尿病が増えたのでしょうか。それはまさに人類と飢餓の歴史



であると言われています。人類誕生から450万年、その間人類は常に飢餓との戦いでいたまにしか手に入らない食物した。そのため、ヒトの体はエネルギーを脂肪組織に蓄えられる遺伝子を持ったヒトだけが生き残ってきたのです。現在のように、食べたいものが食べられる時代になつてまだ40年程に過ぎません。この飢餓に耐え得る体質こそが、今ではマイナスに作用し糖尿病增加の原因となっています。今やせられないで悩んでいる糖尿病患者さんは、長い人類の歴史上ではまさに優等生だったのです。ただ生まれてく

るのが何10年か遅かったですね。生まれるのが遅かつたと悔やんでも仕方ありません。気を取り直して今日からまた減量スタートです。

ではなぜ「太った糖尿病患者さん」ではいけないのでしょうか。肥満と糖尿病に関連して、最近注目されているインスリン抵抗性という概念があります。通常、糖尿病と言えばすい臓からのインスリン分泌低下による高血糖を考えますが、インスリンは出でいますが、血糖が高い患者さんは見受けられ、このような方はほとんどすべて肥満者です。今まではエネルギーの倉庫だ

けと考えられていた内臓脂肪から、インスリンの作用を妨害するホルモンが分泌されていることがわかつてきました。このために、インスリン分泌が良好でも高血糖になってしまいます。また、これに関連して内臓肥満・高インスリン血症・高血圧・高中性脂肪血症の4つが合併した方は、動脈硬化や心臓発作などのリスクが極めて高いため、別名「死の四重奏」と呼ばれてています。

数多くの糖尿病治療薬が使われていて現在においても、食事・運動が治療の根幹であることに変わりありません。

**消費生活相談事例** ご注意ください 強引な点検商法！

最近、下水道や屋根・壁面工事、白アリ駆除、床下換気扇などにに関して、強引に契約を迫り

**燃えるごみ、燃えないごみの収集時間が  
変わる地域があります**

内燃えるごみ、燃えないごみの収集時間は、各ごみステーションごとに毎回同時刻の収集に努めていますが、収集体

制の一部変更により一部の地域によっては収集時間が変更になることがあります。ご理解とご協力をお願ひします。収集する曜日については従来どおりで変更はありません。

点検商法です。「無料点検」といわれてつい気を許してしまうのが業者のねらいどころです。また「市から依頼されて来た」と言う業者もあるようです。

知らない業者を家の中や敷地内に入れるときは、十分に気をつけるのはもちろんのこと、「無料」とか「隣の家も契約した」などという言葉にも敏感になつておいた方がいいでしょう。業

者の説明をうのみにせず、慎重に対応しましょう。このような業者が地域内を巡るような動きがある場合には、地域の方々ができるだけ協力して、情報を提供しあうなどして、こうした商法の被害にあわないよう、気をつけましょう。また、訪問販賣の場合、契約日から8日以内ならクーリング・オフが可能です。

消費者の不安をあおるような業者が市内各地を巡回しているところが寄せられています。

4月から、米穀小売業の登録等の事務が県から市に移譲されます。新規・更新・変更等の登録申請を受け付けます。新規登録の申請ができるのは、次の要件に該当する米穀小売業者の方です。  
①市の住

が市内にある法人の方  
○更新登録をお忘れなく  
11年6月1日登録の業者の  
方は、4月1日～30日に更新  
登録（申請書類等は市民生活  
課にあります）をしてください。  
登録手数料は、市指定の  
納入通知書で納入していただ  
きます。なお、今までの県認  
紙による納入はできません

## 消防署からのお知らせ

◆ゼリー状の着火剤によるやけどに注意!

新緑の季節をひかえて、山や行楽地へ出かけてのキャンプ、バーベキューなどのアウトドアを計画している人も多いと思われます。その際、木炭やマキなどに火を起こしやすくするために補助的に使われるゼリー状の着火剤(特にチューブ式のもの)による重度のやけどの事故が発生しています。この着火剤の主成分のメチルアルコールは火がつきやすい性質で、使い方によっては大変危険です。特にお子さんはもちろん、絶対にお子さんの近くでは使用しないでください。



◆「安心マーク」をご存知ですか？



住宅用防災機器等を購入する場合の目安として「住宅用防災機器等の推奨制度」が設けられています。「住宅防火安心マーク」、通称「安心マーク」と呼ばれる住宅防火対策推進のシンボルマークです。

住宅用防災機器等ごとに示す構造・性能等に係るガイドラインに適合し、施工が容易であること

や、供給が適切に行われる等の推奨基準を満たしているものとして、住宅防火対策推進協議会が承認した機器等に表示されています。

ご家庭の防火対策をよく把握したうえで、目的をもって選ぶことをおすすめします。

消防本部予防課 974-0103





## 各種相談

\*相談はすべて無料です

**市民** 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階第1相談室。日常生活全般における相続、債権、債務、離婚、賠償等法律上の問題を含んだ民事関係や市政に関することについて。問合せ／市民生活課☎963-9156

**法律** 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。毎週火曜日（祝日の場合は月曜日）、午後1時から市民生活課で予約受け付け（電話のみ）。定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます（交通事故を除く）。申込みが多いため、上記の市民相談もご利用ください。問合せ／市民生活課☎963-9156

**交通事故** 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階第1相談室。交通事故による補償問題、手続きなどについて。問合せ／市民生活課☎963-9156

**交通事故**（弁護士）毎月第3火曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。当日午前9時から市民生活課で電話予約受け付け。定員8人。問合せ／市民生活課☎963-9156

**行政** 每月第2金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。行政上の諸問題について。問合せ／市民生活課☎963-9156

**行政書士** 每月第1金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。内容証明、契約、示談、相続、告訴、告発、法律文書、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借問題、家事問題等について。問合せ／市民生活課☎963-9156

**登記** 每月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について司法書士と土地家屋調査士が応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

**不動産** 每月20日。（4月は19日）午前10時～午後3時。埼玉県宅建協会越谷支部（市役所駐車場横）。不動産に関するこいつて弁護士と相談員が応じます。問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部☎964-7611

**税務** 每月第1月曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

**税務** 每月第2火曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について。問合せ／市民生活課☎963-9156

**税務**（関東信越税理士会越谷支部）毎週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所（赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前）。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／関東信越税理士会越谷支部☎962-6131

**消費生活** 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時30分～午後3時30分。中央市民会館4階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ／消費生活センター☎965-8886

**人権** 每月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ／人権推進課☎963-9119

**人権** 每週月曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時。さいたま地方法務局越谷支局。問合せ／さいたま地方法務局越谷支局人権擁護課☎966-1321

**内職** 每週火曜・木曜日（祝日を除く）。午前10時～午後3時30分（受け付けは午前10時～正午、午後1時～3時）。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人の相談について。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

**労働**（社会保険労務士）毎週金曜日（祝日を除く）。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

**高齢者職業** 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後5時（受け付けは午前9時～11時30分、午後1時～4時30分）。中央市民会館4階相談室。高齢者の就職あっせん、求人の相談について。問合せ／高齢者職業相談室☎963-9211

**越谷パートバンク** 火曜～土曜日（祝日を除く）。午前9時～午後5時（受け付けは午前9時～11時、午後1時～4時）。越谷コミュニティセンター2階。パートタイマーの就職あっせん、求人相談について。問合せ／越谷パートバンク☎988-1717

**経営**（中小企業診断士）4月3日（水）、17日（水）、5月1日（水）、15日（水）。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について。電話可。問合せ／商業観光課商業係☎963-9191

**教育** 月曜～土曜日（祝日を除く）。午前9時30分～午後5時（電話相談は午後9時まで）。越谷市教育相談所（東越谷3-10-7）。いじめ、不登校、非行、発達相談等。対象は幼児～高校生。申込み・問合せ／越谷市教育相談所☎966-6833

**家庭児童** 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。電話可。しつけや習慣、不登校、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ／児童福祉課児童福祉担当☎964-2111

## まちのわだい タウンピート



越谷市の南西部を流れる綾瀬川は、全国1級河川の汚濁河川ワーストランキンゴで常に上位に名を連ねています。

3月2日にはサンシティ・小ホールで「ふるさとの川 綾瀬川再生の集い」が開催されました。

これは、綾瀬川をはじめ県内の河川浄化活動に取り組んでいる団体の交流や啓発を目的に、埼玉県と越谷市の主催で行われたものです。

この日は、土屋知事、板川市長のあいさつに続き、「川をよみがえらせるために」と題した講演や河川浄化団体による活動発表、パネル展示などが行われました。



3月25日、市内の各種農業を見学する「越谷農業ぶらり見て歩き」が行われました。これは圃場（農作物を栽培する田畠）を見ながら見学する「越谷農業ぶらり見て歩き」が行われました。

30人が参加しました。市役所を出発、花き生産農家、越谷市農業技術センター、トマト栽培農家の様子を見学。お昼には調理したてのくわいと太郎兵衛も食べ、地元の特産品への理解を深めました。

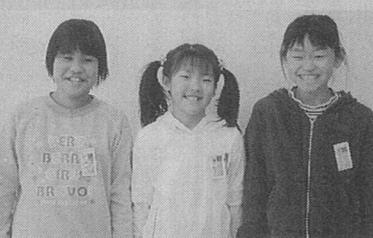
参加者は「越谷でもこんなにおいしい農作物がどれなんですね。驚きました」と話していました。

越谷市の農業を知ろう

農業ぶらり見て歩き

バスで市内回る

わがまちこの人



左から牛木さん、森川さん、森田さん

大賞（埼玉県知事賞）を受賞した出羽小の旧3年生  
牛木あいさん  
森川理子さん  
牛木琴音さん

ジュニア・エコタイムスで  
大賞に輝いた。

「夏休みに県民健康福祉村の周りを観察して、鳥たちが減っている原因を調べました。まさか入賞するとは思っていなかつたので、とてもうれしいです」

「今回夏でしたが、冬や春の鳥も観察してみたいですね。鳥だけでもいろいろなことに興味をもつて調べてみたいと思います」

30分間の市政ニュース番組

## テレビ広報番組 いきはま越谷

### 放送日

テレビ埼玉

4月21日(日)

9：30～10：00

テブコケーブルテレビ

4月21日(日)～4月27日(土)

6：00～6：30

12：00～12：30

4月22日(月)

11：00～11：30

16：00～16：30

19：00～19：30

21：00～21：30

4月放送分の主な内容

・14年度当初予算の概要

・市の見どころを紹介

\*番組は市のホームページ（アドレスは欄外に記載）から動画のまま見ることができます

\*放送を収録したビデオテープ（前月分まで）を市役所広報広聴課、市立図書館、各公民館、こばと館（中央市民会館1階）で貸し出しています

ご意見、ご感想をお寄せください。

問合せ 広報広聴課広報担当☎963-9117